

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第7回会議）議事録

日時：令和8年1月8日（木）14:00～14:55

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、浅倉恵子委員、植野大作委員、神山順子委員、草刈拓委員、佐藤清巳委員、菅原富士子委員、渡邊純一委員 以上8名、五十音順

【仙台市職員】

松田介護保険課長、大友介護事業支援課長、及川介護事業支援課居宅サービス指導係長、水口介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

議事(1)～(4)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

草刈委員：資料2について、整備計画上地域密着型通所介護の計画定員数の記載がないが、(1)の廃止理由のところで利用者減少に伴いとあるのは、事業所が飽和状態になったということなのか。

大友課長：地域密着型通所介護の計画定員数を記載していないことについては、第9期介護保険事業計画の中で地域密着型通所介護の整備目標数を定めていないことから計画定員数を記載していない。また、ご質問いただいた事業所については、コロナ禍以降、事業所自体の利用者数が減少し、物価及び人件費の高騰により運営が困難になったと確認している。利用者の処遇については、他の通所介護事業所への移行となっている。

- 植野委員 : 資料4について、広域型の特別養護老人ホームに10や20という数字があるが、これは既存の特別養護老人ホームのショートステイの転換ということによいか。また、特定施設入居者生活介護について、合計数が228人となっているが、新規開設が盛んなのかどうか確認したい。
- 大友課長 : 1点目については、委員指摘のとおりで、ショートステイからの転換ということで60人分を選定し、計上している。2点目の特定施設入居者生活介護については、応募が多い状況にある。内容としては新設のものもあるが、既存の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅からの転換の要望も多く、毎年かなりの応募がある状況である。
- 植野委員 : ちなみに、この228人のうち、転換ではなく新設で建築するものはどの程度か。
- 水口係長 : 132人分となる。
- 植野委員 : 民間は新設でも整備が進んでいるのは分かったが、社会福祉法人の特別養護老人ホームの整備が中々進んでいない状況を何とかしたい。
- 大友課長 : 特別養護老人ホームの整備が進んでいないことについては、当方も課題として認識している。建築費の高騰などが要因という事業者からの意見もあり、補助単価の見直しなども検討している。

3. 議事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1、5-2)事務局より説明。
- 石附委員長 : ただいまの説明について、質問や意見はあるか。
- 植野委員 : 参考資料5-2について、立ち上げで介護職員が常勤で4名となっているが、開設当初から利用者がいるという想定なのか。
- 及川係長 : 当方としてはそこまで確認していない。
- 大友課長 : 運営法人については、以前別法人で通所介護事業所を運営していたという経過があり、今回独立という形になったため、前法人から介護職員が移った可能性もある。
- 事務局 : 補足になるが、介護職員4名のうち専従となるのは2名であり、残りの2名は生活相談員との兼務になる。
- 草刈委員 : 今回新たに指定する2事業所は近接しており、この地域に地域密着型通所介護事業所が5事業所あるということになるが、それほど需要がある地域なのか。
- 大友課長 : 地域密着型通所介護については、他の地域密着型サービスとは異なり、応募地域の制限はかけていないため、事業所数が多くなるということは他の地区でも見られる。どの地域を選択するかは、事業者側の判断になると認識している。一つの中学校区だけでなく、近隣の中学校区の状況も判断するうえでの観点になると思われる。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について（資料6）（参考資料6-1）事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

植野委員：参考資料6-1について、地域密着型通所介護2事業所に対して過誤調整を指示しているが、金額としてはどの程度になるのか。

事務局：1事業所については約100万円、もう1事業所については約9万円となっている。

植野委員：過誤調整額が約100万円の事業所について、一般的に、運営指導が入らなければ気付かなかったようなレベルの内容なのか。

及川係長：今回指摘した2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護は、利用者の状態により長時間の利用が困難な場合に算定できる特例の区分となっており、利用時間が2時間未満の利用者に対して当該区分を算定していたことから過誤調整を指示した。

石附委員長：利用時間が2時間未満となる場合には、どのような扱いとなるのか。

及川係長：利用時間が2時間未満となる場合、報酬を算定することはできない。

浅倉委員：参考資料6-1について、小規模多機能型居宅介護事業所の指摘事項は基本的な内容かと思うが、運営指導等で入らなければ事業所の状況を把握できないものなのか。

及川係長：指摘したような運営基準は満たすべき基準であり、本来は自己点検等を行いながら確認してもらいたい内容である。また、年1回の集団指導で、運営指導で確認された指摘事例を周知しているが、それでも満たされていない内容については、運営指導で適切に伝えていく。

石附委員長：同じく参考資料6-1の小規模多機能型居宅介護事業所について、1名の小規模多機能型居宅介護計画が作成されていなかったとのことだが、どのような状況だったのか。

及川係長：事業所の確認不足であり、小規模多機能型居宅介護計画をデータで作成はしていたが、利用者等からの同意を得ていなかった事例となっている。

石附委員長：形式的に計画だけあり、計画に基づくサービス提供をしていないというわけではないということか。

及川係長：計画を作成し、それに従ったサービスを提供していたが、利用者1名について、計画の同意を得ていなかったところになる。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 認知症対応型共同生活介護整備事業の応募状況及び選定について（資料7）（参考資料7-1, 7-2）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

植野委員：参考資料7-1について、「職員育成、離職防止の取り組み」の中に、昨年度の離職率が法人全体で20%、介護保険事業で24.2%となっている。自身が認識している限りでは、介護業界全体の離職率が12.4%であり、他に応募した事業者もそれくらいの数値になっているのに対して、約2倍の数字となっている点が気になった。また、参考資料8-2について、直近3年の収支増減がマイナスになっている点が気になった。

大友課長：1点目については、離職率の状況も含めて、委員の方に審査していただくことになる。2点目の財務資料については、議事事項(4)の内容になるが、当方だけでなく、公認会計士に審査いただきながら判断するものになる。直近の収支差額が増えてはいるが、施設整備が続いたことが影響しているものと思われる。

浅倉委員：新規で立ち上げる場合、人材確保が大変というのを耳にするが、仙台市としての具体的な対応は何かあるのか。

松田課長：事業所からも人材の確保が難しいと聞いており、職員の資格取得や合同企業説明会に参加した際の費用助成などの経済的支援を行っている。また、実証事業としてスケッターを活用した潜在的な介護人材の掘り起こし、事業所の管理者向けのセミナーの実施など、人材確保や定着に向けた支援を行っている。

石附委員長：参考資料7-2について、「介護人材の確保」の中に管理者、計画作成担当者、介護職員を採用するとあり、一から作り上げる印象を受けたが、ノウハウの継承などに問題はないのか気になった。

水口係長：こちらについては、別の事業を行っているところを転換してグループホームにするという計画であり、応募事業者には介護事業のノウハウはあると思われる。グループホームの管理者については、必要な研修を修了している必要があるなど資格要件があり、そういった観点から、有資格者を社員に採用するという認識でいた。

(4) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）整備事業の応募状況及び選定について（資料8）（参考資料8-1, 8-2）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

草刈委員：小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護において、後方支援となる医療機関について、何か決まりはあるのか。

- 事務局 : 特にない。
- 草刈委員 : 利用者個々については主治医がバックアップすると思うが、施設全体の管理に
関しての医療機関の指定はないということによいか。
- 事務局 : 募集に当たって医療機関の指定はしていないが、運営基準上、協力医療機関は
必須となるため、事業所として適切に対応してもらう必要がある。
- 草刈委員 : 議事(3)とも重なり議題からも外れるが、海外の技能実習生の受け入れや外国
人労働者の採用に関する仙台市としての支援事業などはあるのか。
- 松田課長 : 受け入れに対する補助を行っている。
- 草刈委員 : そういったことに対する紹介など、市として取り組んでいることはあるか。
- 松田課長 : 介護事業者に対し、外国人の採用に当たり、どのような点を重視しているかア
ンケートを行ったところ、日本語能力だけでなく、文化や生活習慣が近いこと
を重視しているという声があり、昨年11月にタイの人材送り出し機関と協力の
覚書を締結した。また、日本語研修のセミナーや外国人材同士の交流会をと
おして、安心して働くことができるようにサポートを行っている。
- 草刈委員 : 自身が知っている範囲では、介護技能実習生や特定技能実習生の採用を、民間
の法人が直接訪問して交渉する形をとっていた。人が足りないという状態を
抱えた際に、国や県の事業はハードルが高いという印象があったので、地域に
密着した人材確保の方法があればと考えていた。
- 松田課長 : 先ほど申し上げたタイの人材送り出し機関との協定に基づいて、来年度以降、
これまで外国人材を採用してこなかった事業者が、採用経験がなくてもでき
るような取り組みを検討している。
- 石附委員長 : 参考資料8-1及び8-2の中に、「既存施設での身体拘束の実施事例の有無」
を記載する箇所にとあるが、これはいつ実施したものを指しているのか。ま
た、どういう状況で拘束が行われたのか。
- 大友課長 : 身体拘束をいつ実施したかというところまでは確認していない。有とした場合
に、どのような対応をとったのかということ的自由記述で記載してもらって
いる。これらを踏まえて、審査を進めていくことになる。
- 石附委員長 : 緊急やむを得ないものではない身体拘束を実施したのであれば問題だが、ここ
に有としたことで、事業者の評価が下がるものなのか気になった。
- 大友課長 : 有としたからといって審査における点数が下がるわけではなく、どのように取
り組んでいるのかというところを評価していただくものと認識している。

4. その他

- 石附委員長 : 最後に事務局から連絡事項はあるか。
次回開催について、事務局より説明。

5. 閉会